

船舶事故等調査報告書

平成23年6月30日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011広第25号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年9月23日 17時30分ごろ	
発生場所	島根県出雲市日御碕北北東方沖 出雲日御碕灯台から真方位009°3海里付近 (概位 北緯35°29.0′ 東経132°38.2′)	
事故等調査の経過	平成23年2月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 漁船 <sup>なかいで</sup> 中出丸、3.7トン SN3-1909（漁船登録番号）、個人所有</p> <p>B 漁船 <sup>きょうしん</sup> 共進丸、2.9トン SN3-17848（漁船登録番号）、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p> <p>B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p>	
死傷者等	なし	
損傷	<p>A 右舷船首部外板に擦過傷</p> <p>B 右舷外板に擦過傷</p>	
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、日御碕北北東方沖をいか釣り漁の漁場を探索するために手動操舵により北西進中、B船は、船長Bが1人で乗り組み、いか釣り漁を行いながら錨泊中、平成22年9月23日17時30分ごろ、A船とB船が衝突した。	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の中央期</p>	
その他の事項	<p>船長Aは、A船がB船に衝突した際、操舵室を離れていたが、特に何もしていなかった。</p> <p>船長Bは、A船がB船に衝突した際、操舵室入口付近から操舵室に避難していた。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は、日御碕北北東方沖をいか釣り漁の漁場を探索するために手動操舵により北西進中、船長Aが、操舵室を離れ、見張りを行っていなかったものと考えられる。</p> <p>A船は、手動操舵で航行中、船長Aが操舵室を離れたことから、右舵が取られて右旋回していた可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、日御碕北北東方沖でいか釣り漁を行いながら錨泊していたものと考えられる。</p>

原因	本事故は、日御碕北北東方沖において、A船がいか釣り漁の漁場を探索するために手動操舵により北西進中、B船がいか釣り漁を行いながら錨泊中、船長Aが見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
----	---